

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和元年11月22日（金） 13時30分～14時10分

2 会場

県庁南棟4階A会議室

3 出席者名

藤井会長、西川委員、山本委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 三浦課長他3名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（令和元年8月26日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要及び届出状況等について報告し、議事概要として了承された。

- (2) 議題2 届出案件について

■【イオンタウン安原ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間の騒音レベルの最大値の予測値が基準値を超過している地点があるものの、付近に住居がないことから周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【スーパードラッグアサヒ青森中央店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果において、全ての地点で基準値を満たしていることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・今後は、周辺環境への影響を考慮し、騒音予測結果において基準値を満たしている場

合も、付帯要望の1つとし注意喚起を促すと良いのではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 騒音予測結果においては、全ての地点で基準値を下回る結果となっているが、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、小学校、中学校、高等学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【マエダストア売市店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間の騒音レベルの最大値の予測値が、基準値を超過している地点があるものの、騒音超過地点の付近に住む住民が容認していること、開店後において住民から苦情があった場合には騒音対策を講じるとしていることから、問題はないのではないか。
- ・市道売市1号線と市道売市2号線が交わる店舗南側の交差点付近の出入口②、出入口③について、右折進入禁止としているが、禁止にしなくても良いのではないか。
→交差点付近に入口があること、また、右折進入可能な出入口①までの距離が遠くないことなどを考えると、周辺交通への影響を配慮しており、適切な対応だと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が半数を超える地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種住居地域及び第二種中高層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。